

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 中期目標期間見込評価実施要領

平成 30 年 5 月 18 日決定

令和 4 年 11 月 28 日改正

北海道知事（以下、「知事」という。）は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下、「法人」という。）における中期目標期間の業務の実績について、地方独立行政法人北海道立総合研究機構評価基本方針に基づき、この実施要領で定めるところにより評価を行う。

1 中期目標期間見込評価の方針

- (1) 中期目標の達成に向け、法人の中期計画の実施状況の調査・分析を通じて評価を行う。
- (2) 見込評価は、法人の自己点検・評価を基礎として、現行の中期目標・計画の進捗状況や成果を確認し、残る期間に法人が解決すべき課題等の明確化を図る。
- (3) 評価に当たっては、学識経験者の知見を活用するため、北海道地方独立行政法人評価委員会（以下、「評価委員会」という。）から意見を聴取する。
- (4) 試験研究の質の向上に資する。
- (5) 見込評価は中期目標の達成見込みに基づいた評価を行い、次期中期目標に向けての法人の組織及び業務全般のあり方等についての検討に資するようなものとなるよう留意する。

2 中期目標期間見込評価の方法

中期目標期間見込評価は、法人が行う「自己点検・評価」を踏まえ、知事が「項目別評価」と「全体評価」を行うことにより実施する。

なお、項目別評価の視点は別紙のとおりとする。

(1) 法人が行う自己点検・評価

法人は、中期計画項目の実施事項ごとに業務の実施状況について、「自己点検・評価」を行い、業務実績報告書を作成する。

なお、「自己点検・評価」にあたっては、上記、中期目標期間見込評価の方針（2）に掲げる「残る期間に法人が解決すべき課題等の明確化」の観点から、既に中期計画の水準に達しているか否か、達していない場合については、その課題や達成に向けた取組等の把握に主眼をおくものとする。

業務実績報告書は、「項目別実績」及び「総括実績」から構成する。

業務実績報告書の様式は、別添のとおりとする。

- 業務実績報告書（案）…令和 5 年 6 月提出

※ 法人の負担軽減を図るため、令和 4 年度実績分・中期目標期間実績分を合わせて一体の様式として作成する。

- 業務実績報告書…令和 6 年 4 月提出

① 項目別実績

ア 項目別実績には、中期計画の項目ごとに実施状況を記載するとともに、次の基準により「自己点検・評価」の結果を記載する。

<自己点検・評価基準>

- 4 中期計画を上回って実施している。
(令和4年度末時点で、中期計画の水準以上の取組を実施している場合)
- 3 中期計画を十分に実施している。
(令和4年度末時点で、中期計画の水準には達していないが、中期計画達成に向けた取組を実施している場合)
- 2 中期計画を十分には実施していない。
(中期計画の実施に当たって課題などがあり、令和4年度末時点では十分に取組を実施できていない場合)
- 1 中期計画を実施していない。
(検討を行ったが、社会情勢の変化等により計画自体の見直し等が必要であり、実質的に実施に至っていない場合(特に課題等のため中期計画未実施については、その旨を明記する。))

② 総括実績

総括実績には、項目別評価を踏まえ、中期目標の達成見込及び特記事項について記述式により記載する

(2) 知事が行う評価

① 項目別評価

知事は、法人が行う「自己点検・評価」の結果を踏まえ、別表に記載する中期目標の小項目及び中期計画の法人点検項目ごとに、業務の実施状況を確認する。

評価に当たっては、法人からヒアリングを行うとともに、「自己点検・評価」の結果を踏まえ、総合的に判断の上、次の基準により、別表に記載する中期目標の項目(知事評価項目)ごとに評価を行う。

また、特筆すべき点や改善を要する点には、コメントを付す。

<中期計画の評価基準>

評価基準	判断の目安
4 中期計画の取組が順調である	令和4年度末時点で、中期計画の水準以上の取組を実施している場合

3 中期計画の取組が概ね順調である	令和4年度末時点で、中期計画の水準には達していないが、中期計画達成に向けた取組を実施している場合
2 中期計画の取組が順調とはいえない	中期計画の実施に当たって課題などがあり、令和4年度末時点では十分に取組を実施できていない場合
1 中期計画の取組を実施していない	検討を行ったが、社会情勢の変化等により計画自体の見直し等が必要であり、実質的に実施に至っていない場合

<中期目標の評価基準>

評価基準	判断の目安
V 中期目標の達成状況が非常に優れている	知事が特に認める場合
IV 中期目標の達成状況が良好である	中期計画の評価が全て3以上の場合
III 中期目標の達成状況が概ね良好である	中期計画の評価の3以上の割合が概ね9割以上の場合
II 中期目標の達成状況が不十分である	中期計画の評価の3以上の割合が概ね9割未満の場合
I 中期目標が達成されておらず、重大な改善事項がある	知事が特に認める場合

※ 評価に当たっては、上記3以上の割合により判断することに加え、重要な意義を有する事項や優れた取組がなされている事項を勘案するとともに、法人を取り巻く諸事情等についても考慮の上、総合的に判断する。

② 全体評価

全体評価については、項目別評価の結果を踏まえ、令和2～4年度における法人の業務実績と、中期目標期間終了時における中期目標の達成見込みについて、総合的な評価を記述式により行う。

③ 評価委員会からの意見の聴取

知事は、項目別及び全体評価の案を作成したときは、(3)により評価委員会の意見を聴取し、その意見を踏まえ、評価を決定する。

(3) 評価委員会の意見

評価委員会は、知事からの諮問を受け、知事が行おうとする評価について検証する。

検証に当たっては、法人の「業務実勢報告書」や「自己点検・評価」の結果など、法人からヒアリングを行うとともに、業務の実施状況を確認、検証し、総合的に判断の上、全体又は項目別に意見を述べる。

また、特筆すべき点や改善を要する点には、コメントを付す。

3 主なスケジュール

R 5. 6月	業務実績報告書（案）を受理
7月	評価委員会による法人へのヒアリング
8月	評価結果（素案）の作成
R 6. 4月	業務実績報告書を受理
	評価結果（案）の作成
	評価結果の決定
5月	評価結果報告書を評価委員会に提出
	評価結果を法人に通知
	評価結果を公表
	議会へ報告

4 その他

(1) 業務実績報告書（案）の提出について

令和5年度において、次期中期目標に向けての法人の組織及び業務全般のあり方等について検討するため、令和4年度の業務実績報告書と併せて業務実績報告書（案）の提出により、評価委員会による法人へのヒアリングを令和4年度評価と併せて実施する。

(2) 見直しについて

この評価実施要領は、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じ見直しを行う。